



® 平成 29 年 5 月 11 日 (木)

No. 14441 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ウェブサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標判例読解④⑨

「京都赤帽侵害事件」…………… (1)

☆知財裁判開廷一覧…………… (8)

商標判例読解④⑨

「京都赤帽侵害事件」

ユアサハラ法律特許事務所 商標判例研究会

弁理士 富所 英子

事件番号：平成28年（ワ）第17092号 損害賠償等請求事件

係属部：東京地方裁判所民事第46部

判決日：平成29年1月26日

結論：請求棄却

関連条文：商標法4条1項11号、38条、39条／不正競争防止法2条1項13号

出典：最高裁判所ウェブサイト



特許業務法人

創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

所長弁理士 加賀谷 剛

福島所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 松井 茂*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 吉田雅比呂

弁理士 中村 祥二*

弁理士 山崎 隆*

弁理士 千木良 崇

弁理士 白形由美子*

弁理士 西尾 啓

弁理士 塩田 国之*

弁理士 渡辺 暁*

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 破魔 沙織

弁理士 船本 康伸*

弁理士 野崎 俊剛

弁理士 小森 岳史

弁理士 藤村 明彦

弁理士 宮尾 武幸

弁理士 堀 進*

弁理士 大橋 勇

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL:<http://www.sato-pat.co.jp>

E-mail:office@sato-pat.co.jp

★キーポイント

本件は、過去に無効審判に関する審決取消訴訟において、商標法4条1項15号に該当すると判断された商標と同一の商標について、商標権侵害には該当しないと判断されたケースである。

第1 事案の概要

本件は、「赤帽」(原告商標1及び2)の商標登録を有する原告が、被告による「株式会社京都赤帽＋舞子図形」(被告標章1)、並びに「舞子マークの／京都赤帽＋舞子図形」(被告標章2)の使用が、原告商標の商標権の侵害に該当することを理由として、損害賠償請求等を求めた事案である。

1. 事実関係

(1) 当事者

原告：全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会

*原告商標1及び2は、実際には赤色(朱色)の商標である、

＜原告商標1＞

赤 帽

＜原告商標2＞

赤 帽

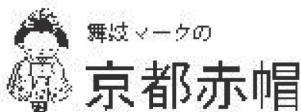
被告：株式会社舞妓ロジスティクス(旧商号：株式会社京都赤帽)

＜被告標章1＞



舞 京 都 赤 帽

＜被告標章2＞



(2) 争いのない事実

原告は、所属員のためにする貨物の共同荷受、共同配車及び貨物運送取扱等を事業目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立された協同組合である。

被告は、一般路線貨物自動車運送業等を目的とする株式会社であり、平成28年4月に変更する前の商号は株式会社京都赤帽であった。被告は、貨物自動車による輸送の役務の提供に当たって、被告標章1を平成元年4月10日から平成18年11月頃まで、被告標章2を同月から平成28年4月末日頃までそれぞれ使用していたが、現在はいずれも使用していない。

(3) 争点

本事件における争点はいくつかあるが、本稿においては原告商標1及び2と、被告標章1及び2の類否にのみ焦点を当てる。

第2 裁判所の判断

1. 被告標章1に関する類否判断

争いのない事実によれば、被告標章1は、原告商標2の登録後には使用されていないため、裁判においては原告商標1との類否についてのみ検討されている。

(1) 各商標についての認定

裁判所は、各商標につき、以下のように認定した。

・原告商標1

原告商標1は、赤系統の色のゴシック体様の漢字「赤帽」を横書きしたものであり、その構成から「あかぼう」の称呼及び「赤い帽子」との観念が生じる。また、「赤帽」の語は、駅で乗降客の手荷物を運ぶ者その他運搬人(ポーター)を指す普通名詞であるので、「運搬人」といった観念も生じると認められる。

・被告標章1

被告標章1は、図形部分と文字部分から構成されており、図形部分は、直立して両手で荷物を捧げ持つ舞妓姿の女性の正面像を示す図形(以下「舞妓の図形」という。)が中央に大きく配置され、その右上方に小さく五重塔